

高槻市議会 I C T推進基本方針

《令和8年度(2026年)～令和12年度(2030年)》

令和8年6月

高槻市議会

目 次

序章 はじめに.....	1
第1章 方針策定の背景.....	1
1 財政規模と世帯数の推移	
2 市議会の取組経過	
3 ICT の導入目的と現状	
第2章 方針の概要	2
1 方針策定の目的	
2 課題整理	
(1)市民に開かれた議会	
(2)効率的かつ効果的な議員活動・議会運営	
(3)議員のICTリテラシーの向上	
3 取組期間	
第3章 方針の推進体制	5
1 進め方と予算編成	
2 推進体制	

序章 はじめに

高槻市議会では、これまで情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）を積極的に活用することとで、市民に開かれた議会の実現と、効率的かつ効果的な議会運営・議会活動の推進に努めてまいりました。現在、人口減少社会の到来の中で、単身世帯の増加や核家族化などにより、本市における世帯数は継続的に増加しており、市民ニーズも多様化・複雑化しています。こうした社会情勢において、基礎自治体が担う役割はますます重要となり、そのことは近年の財政規模の増加傾向に表れています。また、大規模地震等の発生時においても議事・議決機関としての機能を維持するためのＩＣＴを活用した危機管理体制の整備は喫緊の課題となります。

デジタル技術が急速に進展する現代においては、ＩＣＴを活用した議員・議会活動の活性化を図りながら効果的な議会運営を推進していくことが求められるほか、ソーシャルメディアの普及も踏まえた、議員のネットリテラシーの向上も不可欠となります。

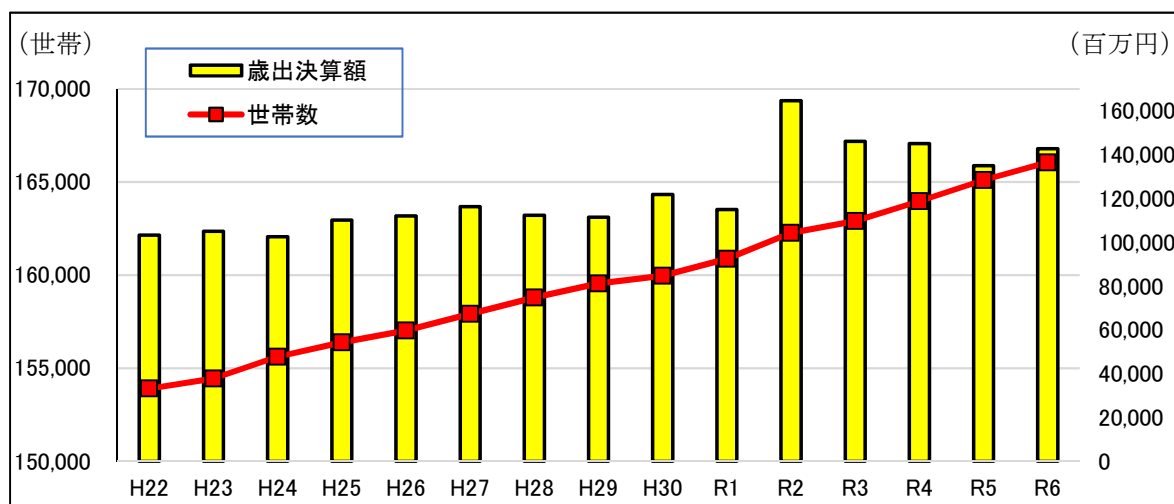
時代の変化に対応するための課題解消に向けて、ＩＣＴ活用に関する基本的な方針を整理し、議会機能の強化と時代に即した議員の資質向上を継続的に図ってまいります。

※ＩＣＴ＝Information and communication Technology

第1章 方針策定の背景

1 財政規模と世帯数の推移

（普通会計歳出決算額と世帯数）

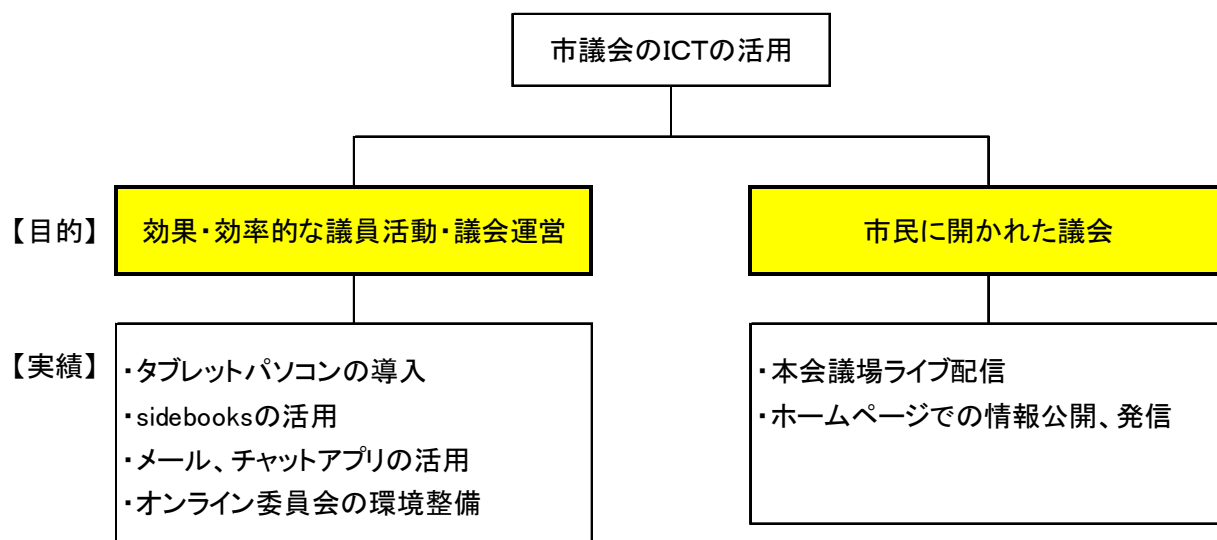


2 市議会の取組経過

時期	取組概要
平成 27 年	・本会議における映像録画配信の開始
令和 3 年	・タブレット (iPadAir) 導入 (ノートパソコンとの併用) ・sidebooks 導入 ・Gmail 及びビジネスチャットアプリ「LINE WORKS」の運用開始 ・本会議場ライブ配信開始
令和 5 年	・タブレットパソコン (surface) 導入 (iPad 及びパソコンの更新)
令和 7 年	・オンライン委員会の開催環境整備 (モニター・カメラ等の整備) ・ビジネスチャット「elgana」の運用開始
令和 8 年	・高槻市議会情報セキュリティ基本方針策定 ・議会だよりの声の広報、手話の広報のホームページでの公開

3 ICTの導入目的と現状

本市議会においては、市民への情報発信・共有の観点からの取組と議員・議会活動の改善を図る取り組みの主に2つの観点からの取組を進めてきた。



第2章 方針の概要

1 方針策定の目的

本方針は、ICTの活用を通じて取り組むべき本市議会の諸課題を整理し、他市の動向も注視しながら、必要な技術を適切かつ柔軟に導入するために定めるものです。

あわせて、議会及び議員の品位と規律を堅持しつつ、議員一人ひとりがICTリテラシーの向上に取り組むことで、急速な進展を遂げるデジタル社会における議員としての資質向上を図るものです。

これらを通じて、ICTを活用した市民とのコミュニケーションをさらに充実させ、市民に開かれた議会の強化と、効率的かつ効果的な議会運営・議会活動を推進していきます。

※リテラシー：情報通信技術に関する知識や情報を正しく理解し、適切に活用する能力のこと

2 課題整理

(1) 市民に開かれた議会

課題	概要／取組事例
① 議会情報へのアクセシビリティの向上	議会傍聴やライブ配信における難聴者等への配慮など、市民が議会での議論をリアルタイム、かつ分かりやすく理解できる環境をユニバーサルデザインの観点からも整備する。
	ライブ配信や本会議傍聴席での自動文字起こしの表示など

② 情報伝達の双方向性	議会からの情報発信に留まらず、ＩＣＴやＳＮＳを活用した市民の意見を効率的に幅広く集約・反映する取組を進める。
	ＳＮＳの活用、オンラインアンケートの実施など
③ 参加しやすく、分かりやすい議会運営	本会議や委員会の開会時に、市役所来庁者に議会が行われていることを分かりやすく周知し、参加（傍聴）しやすい環境整備の取組を進める。
	会議案内表示のデジタル化及び本館・総合センターエントランス等への表示板の設置
	傍聴参加しか行われていない委員会においても、ライブ配信や録画配信を行うことで、市民の議会参加を促し、開かれた議会の更なる促進を図る。
	常任委員会をはじめとした委員会の映像ライブ配信及び映像録画配信の実施
	本会議場における表決結果の即時集計、公開を可能にするシステムの導入。
	電子採決システムの導入など
	議会をより身近に感じられるよう、市民が議会に対する手続を行いやすい環境整備の取組を進める。
	議会手続きのオンライン化

（２）効率的かつ効果的な議員活動・議会運営

課題	概要／取組事例
① 議員活動のデジタル化の更なる推進	・ sidebooks を通じたＰＤＦ資料の共有化以外の電子ファイルについては、議会事務局と議員間で共有するシステムが構築されていない。 ・ 書類の授受や連絡がメール、チャットアプリのコミュニケーションツールのみとなっており、効率的なビジネス環境の整備の途上にある。
	ビジネスプラットフォーム、クラウドサーバーの導入など
	議会運営委員会等の会議のデジタル化による更なるペーパーレス化や効果的な会議運営を行うことができる会議室の環境整備
	会議室のデジタル環境の整備

	議員が多角的な視点から議案審議や調査研究、及び効果的な会議運営を行えるよう、生成ＡＩを活用可能な環境を整備する。
	生成ＡＩの導入、生成ＡＩを活用した議会専用の総合プラットフォームの導入
	議会内における各種手続を円滑に行える環境を整備する。
	議会手続きのオンライン化
② 災害時の対応力強化	災害等の緊急事態下における、オンラインツールを活用した情報共有や意思決定を迅速かつ継続的に行うことができるＩＣＴ拠点を市議会内に整備する。
	全員協議会室のＩＣＴ環境の整備
③ 職務に専念できるセキュリティ強化	議会棟の受付はあるものの、議員控室に誰でも立ち入れる施設環境に対して、保安上の観点から改善を図る。
	ＩＣＴ技術も活用した防犯対策の実施

(３) 議員のＩＣＴリテラシーの向上

デジタル技術やソーシャルメディアが社会に広く浸透する中、議員がＩＣＴを適切に活用する能力を身につけることも基本的な資質となっています。

XやFacebook、YouTubeなどのソーシャルメディアは、市民への情報発信ツールとして有効である一方、総務省所管検討会において、他者に不利益を生じさせないように意識してＩＣＴを利用する環境整備の必要性や、他者への影響に配慮した責任ある情報発信を行うことができる能力を身に付けるべき事項として示されていることは、公職者である議員には、特に、高い倫理観と自律的な行動が求められるものと考えられます。

こうした認識のもと、ＩＣＴの利便性とリスクを正しく理解した上で、情報セキュリティの確保、ソーシャルメディアの適正利用などに継続的に取り組む必要があります。

課題	概要／取組事例
①情報セキュリティの向上	市議会情報セキュリティ基本方針の適切な運用と対策基準の策定検討に取り組む
	必要に応じた情報セキュリティ監査の実施、対策基準や実施手順の策定
②ＩＣＴ活用のボトムアップ、活用能力の平準化	議員活動に必要なデジタルツールの基本知識や生成ＡＩの活用方法の検討や学習機会の確保など、議員全体の習熟度を高める。また、議員としての品位や公正性を確保しながらデジタル技術を活用する資質の向上を図るための研修を行う。
	ＩＣＴ研修等の実施、生成ＡＩを含む最新技術の活用手法や導入研究

③生成A I の適切な利用	社会に急速に普及する生成A I を議員が有効かつ適切に活用するための特性を学ぶとともにリスク管理の観点からの課題等を整理する
	生成A I の個人利用を含めた活用に関する議会が関与する対象範囲の整理やガイドラインなどの策定
④ ソーシャルメディアの適切な利用	議員がSNS等のソーシャルメディアを有効に活用するための共通認識や課題を整理する。
	議員としての地位によるソーシャルメディアの利用に係るガイドラインなどの策定

3 取組期間

市議会が、議事機関としての安定した運営を担保するため、取組期間を令和8年度から令和12年度とした上で、本基本方針策定後に速やかに着手可能なものには速やかに着手し、予算を要する取組については、統一地方選挙後に、適宜、精査しながら取り組むものとする。

第3章 方針の推進体制

1 進め方と予算編成

現状の課題整理を通じて、今後取り組むべき項目を抽出するが、各項目の実施に当たっては、統一地方選挙による改選後の6月議会補正予算（肉付け予算）以降での予算編成において取り組むものとする。

また、個別項目の実施については、毎年度の市議会の体制の中で整理するとともに、予算編成権は市長の専権事項につき、市議会として実施対象項目を決定した後は、実施の必要性や効果、費用の妥当性について十分に精査の上、財政部門を中心に執行部との真摯な協議に努めるものとする。

2 推進体制

市民に開かれた議会に向けた取組を含め、議会運営・議会活動に係る議論は、議会運営委員会の運営を通じて、無所属議員の意見も取り入れながら、議会の経常的な体制の中で整理し、実行していく。